

瀬戸市消防本部告示第3号

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）第42条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日又は花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件を次のとおり定める。

平成27年9月30日

瀬戸市消防長 矢野 研一

公園、河川敷、道路その他の場所を会場とする祭礼、縁日又は花火大会で、主催する者が出店を認める露店等が100店舗を超えるもの

附 則

この告示は、告示の日から施行する。